

令和5年度 協働コーディネート業務 委託仕様書

1 趣旨・目的

人口減少や少子高齢化社会が進む中、地域における課題も複雑化しており、NPO等や地域団体といった担い手による地域課題への取組が重要となっている。そのような担い手のすそ野を広げるとともに、活動の担い手を地域や企業、大学、行政等、様々な資源とつなぐコーディネートを行う。

2 業務内容

地域課題解決の担い手の発掘から育成、活動支援までを総合的にコーディネートする以下の業務を行う。

- 【発掘】 地域課題に取り組む活動やプロジェクトを実施するプレイヤーの発掘・支援
- 【育成】 地域課題に取り組むイノベーション人材の育成
- 【活動支援】 地域課題に取り組むNPO等補助金の採択団体へのコーディネート

2.1 【発掘】 地域課題に取り組む活動やプロジェクトを実施するプレイヤーの発掘・支援

地域課題解決の担い手のすそ野を広げることを目的に、新たに地域課題に取り組もうとしているプレイヤーを発掘するとともに、すでに地域課題に取り組んでいる人たちが新たに取組を立ち上げたり、見直しをする際にも必要となるノウハウについて、セミナーやワークショップを実施する。併せて、実際に取組を具現化するためのサポートを行う。

2.1.1 対象

- ・神戸市内の地域課題解決に関心がある個人または団体

2.1.2 内容

- ① 地域課題解決に向けた取組、事業、プロジェクトなどについて、企画・立案から実行までのプラン作成にかかるノウハウを学ぶことができるセミナー、ワークショップの実施。
- ② 神戸市内における地域課題解決に向けた取組、事業、プロジェクトなどのプランを実行する最初の一步のサポート。

2.1.3 実施基準等

【2.1.2 ① セミナー、ワークショップ業務】

- ・方法については委託事業者の提案によるものとし、セミナー、ワークショップなど実施形態は問わない。
- ・対面による実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、オンラインなどの形式も必要に応じて検討すること。その際は神戸市との協議の上、決定すること。
- ・参加者は、20名程度までは受け入れられる体制を整えること。
- ・契約期間内に3回以上実施すること。
- ・セミナー等の周知についても、委託事業者が行うこと。

- ・会場の確保、準備等も業務に含むこととし、費用も委託費の範囲において執行すること。
- ・セミナー、ワークショップへの参加者の費用は無料とすること。
- ・実施にあたっては、可能な限り、神戸市内の団体、地域、企業、個人及び神戸市が実施する事業などと連携、協力して行うこと。

【2.1.2 ② 取組実行サポート業務】

- ・神戸市内において、地域課題解決に向けた取組、事業、プロジェクトなどを実際に実行しようとする個人、団体等の最初の一步のサポートを、3組以上行うこと。
- ・方法については委託事業者の提案によるものとする。
- ・サポートの対象者については、【2.1.2 ① セミナー、ワークショップ業務】の参加者に限らない。

2.2 【育成】地域課題に取り組むイノベーション人材の育成

人口減少や少子高齢化社会が進む中、複雑・多様化する地域課題、社会課題の解決には企業、スタートアップ、NPO、地域団体、自治体などの団体やジャンル・分野を超えて連携できる人材（インタープレナー/越境人材）が起こすイノベーションが必要不可欠である。組織やジャンルを越えた越境学習^{*1}への理解を深め、イノベーションの起点となり、神戸市内における地域課題に取り組むことができる人材を育成するための講座を実施する。

*1) 越境学習：経済産業省「越境学習によるVUCA時代の企業人育成」より

2.2.1 対象

- ・神戸市内の地域課題解決に関心があり、越境学習に意欲的な個人

2.2.2 内容

- ・様々な組織、分野を越境しイノベーションを起こすことの目的や、必要性、効果、仕組み等を学習するとともに、越境学習への理解を深めることで神戸市内における地域課題の解決に向けて、主体的に考えることができるようになる講座等を実施する。

2.2.3 実施基準等

- ・講師と受講者が双方向の発信を行い、主体的な学びができるゼミナール形式で開催すること。
- ・講座等の内容については委託事業者の提案によるものとするが、受講者が主体的に学ぶことができる仕組みを備えること。
- ・対面による実施を基本とするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、オンラインなどの形式も必要に応じて検討すること。その際は神戸市との協議の上、決定すること。
- ・受講者は、20名程度までは受け入れられる体制を整えること。
- ・講座等は契約期間内に5回以上実施すること。
- ・受講者より1人あたり11,000円の受講料を徴収する（金額は消費税及び地方消費税込み）。な

お、徴収事務は神戸市が行う。

- ・受講者は全日程に参加できることを要件とすること。
- ・受講者募集の周知についても、委託事業者が行うこと。
- ・会場の確保、準備等も業務に含むこととし、費用も委託費の範囲において執行すること。
- ・実施にあたっては、可能な限り、神戸市内の団体、地域、企業、個人及び神戸市が実施する事業などと連携、協力して行うこと。

2.3 【活動支援】地域課題に取り組むNPO等補助金の採択団体へのコーディネート

令和5年度「地域課題に取り組むNPO等補助金」の採択団体（以下「採択団体」という。）に対し、団体が活動を行うにあたって必要とされるコーディネートを行う。

2.3.1 対象

- ・令和5年度「地域課題に取り組むNPO等補助金」採択団体 約140団体
（採択団体の連絡先等情報は神戸市から提供）

2.3.2 内容

- ・採択団体に対して、活動内容や団体運営上のニーズ等に関するヒアリングを行う。
- ・ヒアリング日時、場所等について、団体と調整を行う。
- ・必要に応じて神戸市職員も同行することから、同行者の調整も行う。
- ・採択団体のニーズに対して、他の団体、企業、地域資源のほか、神戸市が実施する事業や神戸市の所管部署などと必要なコーディネートを行う。
- ・各団体のヒアリングやコーディネート内容について記録を作成する。
- ・採択団体同士が交流できるイベントを実施する。

2.3.3 実施基準等

- ・採択団体のうちヒアリングを実施する団体については、神戸市と協議の上、決定する。
- ・ヒアリングは令和5年末までに実施する。
- ・交流イベントについては、採択団体約140団体が参加できる規模とし、契約期間内に最低1回実施する。
- ・交流イベントの日時、場所、採択団体以外の参加者等を含む計画については、事前に神戸市と協議の上、決定する。

3 業務実施にあたって

- ・本委託業務の実施にあたっては、参加者募集等の事前周知のみならず、実施後のレポートなど情報発信について積極的に行うこと。
- ・業務に際して撮影した写真や動画等の記録については、ホームページ等で公開する可能性があることから、事前に参加者などに意向確認を行うこと。その上で、記録について可能な限り神戸市へ提供すること。

- ・業務実施にあたっては、神戸市地域協働局地域活性課を始め、同局地域協働課、各区地域協働課、令和5年度より神戸市において採用される地域コーディネーター及び神戸市が必要と判断する関係機関とも連携を図ること。

4 連絡調整

- ・本委託業務は、市が実施する他の事業との連携も必要になることから、神戸市による日程調整に基づき、神戸市及び神戸市が指定する関連事業者が出席する情報交換を兼ねた報告会議について、本業務委託事業者においても出席を必須とする。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、神戸市および本業務委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

5 業務報告

- ・委託契約締結後、概ね月1回程度、定例会議を開催し、運営事務局として神戸市及び関係各所と情報共有を図ること。
- ・契約期間内に以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。
 - 実施した委託業務の概要、対応人数・団体数、委託業務を通じた成果・課題
 - 委託業務実施による効果等
 - 令和5年度の業務実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
- ・トラブルが生じた場合は即時対応策を講じるとともに詳細を市に報告すること。
(報告書作成費も委託料に含む)

6 委託事業費（契約上限額）

金 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 契約期間

- ・契約締結日から令和6年3月24日まで

8 その他

- ・委託事業者は本業務を通じて取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適正に取り扱うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により業務の遂行に大きな支障が出る場合は、あらかじめ神戸市と対応を協議すること。
- ・この仕様書に明記されていない業務については、その都度、神戸市と十分協議すること。